

岩手県告示第824号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始をする旨起業者国土交通大臣から申立てがあった。

平成28年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県下閉伊郡山田町山田第14地割地内から宮古市金浜第3地割地内まで及び同市八木沢第3地割地内から同市田老字向新田地内まで）並びにこれに伴う県道、市道、町道、農業用道路及び普通河川付替工事
- 2 収用の手続を開始する起業地 岩手県宮古市八木沢第3地割及び第2地割、千徳第14地割、第15地割及び第8地割、長町二丁目、山口第8地割、二丁目、五丁目、第11地割及び第13地割、崎山第5地割並びに田老字榎内、字小田代、字八幡水神及び字小林地内
- 3 使用の手続を開始する起業地 岩手県宮古市八木沢第2地割、千徳第14地割、長町二丁目、山口第8地割、二丁目、五丁目、第11地割及び第13地割、崎山第5地割及び第4地割並びに田老字榎内、字小田代及び字八幡水神地内
- 4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 宮古市役所